

## 令和8年度の職員数について

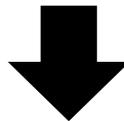
令和8年度の職員数についてご報告いたします。

### 1 職員数の見込み

令和8年度の職員数は、児童相談所関連職員数及び育児休業代替職員数等の増加により、定員管理方針改定時の見込みに比べて30人増の3,730人を見込んでいる。

#### 【定員管理方針改定時】

	R6	R7	R8	総計	
増	新たな行政需要への対応	85	52	25	162
	うち児童相談所計画採用	(34)	(26)		(60)
	うち保健所の体制強化	(9)			(9)
	うちその他の行政需要への対応	(42)	(26)	(25)	(93)
	有事に備えた弾力枠		8	8	16
	職員のワーク・ライフ・バランスの推進	30	30	10	70
	うち超過勤務縮減	(20)	(20)		(40)
	うち育児休業職員等の常勤代替	(10)	(10)	(10)	(30)
管理職の兼務解消					
計	115	90	43	248	
減	区政経営改革推進計画等による取組	▲ 61	▲ 36	▲ 3	▲ 100
職員数	3,606	3,660	3,700		



#### 【現時点の見込み】

	R6	R7	R8	総計	増理由	
増	新たな行政需要への対応	56	75	36	167	—
	うち児童相談所計画採用	(18)	(23)	(24)	(65)	児童福祉法改正対応
	うち保健所の体制強化	(9)			(9)	—
	うちその他の行政需要への対応	(29)	(52)	(12)	(93)	
	有事に備えた弾力枠		8	8	16	—
	職員のワーク・ライフ・バランスの推進	36	37	10	83	—
	うち超過勤務縮減	(20)	(20)		(40)	—
	うち育児休業職員等の常勤代替	(16)	(17)	(10)	(43)	育休取得者が増加しているため
管理職の兼務解消		7	3	10	管理職の兼務解消が進んだため	
計	92	127	57	276		
減	区政経営改革推進計画等による取組	▲ 61	▲ 32	▲ 5	▲ 98	退職不補充の減
職員数	3,583	3,678	3,730			

### 2 定員管理方針の見直し

令和8年度職員数が杉並区定数条例に定める職員定数の範囲内であることから、今回は定員管理方針の見直しは行わず、令和9年4月1日に向け、総合計画等の改定を踏まえ、改めて条例と方針を一体的に見直す方向で検討する。